

新	旧
高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金交付要綱 (略) (補助の目的) 第2条 県は、浜の活力再生広域プラン（広域浜プランの策定及び関連施策の連携について（平成28年1月20日付け27水港第2627号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げるものをいう。以下同じ。）の承認を受けた漁村地域において、<u>事業実施主体が実施する</u>競争力強化のための施設整備及び産地市場の統廃合を推進するための施設整備を支援することを目的に、市町村（以下「補助事業者」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付する。 (略) (補助率及び補助対象施設) 第4条 補助事業の補助対象施設、補助率及び<u>補助</u>要件等は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、区分ごとに算出された補助金の交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。 (略) (補助の条件) 第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金交付要綱 (略) (補助の目的) 第2条 県は、浜の活力再生広域プラン（広域浜プランの策定及び関連施策の連携について（平成28年1月20日付け27水港第2627号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げるものをいう。以下同じ。）の承認を受けた漁村地域において、競争力強化のための施設整備及び産地市場の統廃合を推進するための施設整備を支援することを目的に、市町村（以下「補助事業者」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付する。 (略) (補助率及び補助対象施設) 第4条 補助事業の補助対象施設、補助率及び<u>実施</u>要件等は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、区分ごとに算出された補助金の交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。 (略) (補助の条件) 第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

新	旧																		
(1) ～(11) (略) <u>(12) 事業ごとに環境配慮のチェック・要件化 (みどりチェック) チェックシート (別記第 3 - 1 号様式又は別記第 3 - 2 号様式) を作成し、交付申請時及び実績報告時に知事へ提出すること。</u> (略) (概算払) 第 9 条 補助事業者は補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 <u>4</u> 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。 (状況報告) 第 10 条 規則第 10 条第 1 項の規定による報告書の様式及び提出期限は次に定めるとおりとする。 <table><tr><th>種類</th><th>様式</th><th>提出期限</th></tr><tr><td>事業着手報告書</td><td>別記第 <u>5</u> 号様式</td><td>補助事業の着手後 7 日以内</td></tr><tr><td>遂行状況報告書</td><td>別記第 <u>6</u> 号様式</td><td>事業の着手後 9 月末現在の状況について 10 月 10 日まで</td></tr></table> (実績報告) 第 11 条 規則第 11 条第 1 項の規定による実績報告書の様式は、別記第 <u>7</u> - 1 号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、1 部を知事に提出しなければならない。	種類	様式	提出期限	事業着手報告書	別記第 <u>5</u> 号様式	補助事業の着手後 7 日以内	遂行状況報告書	別記第 <u>6</u> 号様式	事業の着手後 9 月末現在の状況について 10 月 10 日まで	(1) ～(11) (略) <u>(新設)</u> (略) (概算払) 第 9 条 補助事業者は補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 <u>3</u> 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。 (状況報告) 第 10 条 規則第 10 条第 1 項の規定による報告書の様式及び提出期限は次に定めるとおりとする。 <table><tr><th>種類</th><th>様式</th><th>提出期限</th></tr><tr><td>事業着手報告書</td><td>別記第 <u>4</u> 号様式</td><td>補助事業の着手後 7 日以内</td></tr><tr><td>遂行状況報告書</td><td>別記第 <u>5</u> 号様式</td><td>事業の着手後 9 月末現在の状況について 10 月 10 日まで</td></tr></table> (実績報告) 第 11 条 規則第 11 条第 1 項の規定による実績報告書の様式は、別記第 <u>6</u> - 1 号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、1 部を知事に提出しなければならない。	種類	様式	提出期限	事業着手報告書	別記第 <u>4</u> 号様式	補助事業の着手後 7 日以内	遂行状況報告書	別記第 <u>5</u> 号様式	事業の着手後 9 月末現在の状況について 10 月 10 日まで
種類	様式	提出期限																	
事業着手報告書	別記第 <u>5</u> 号様式	補助事業の着手後 7 日以内																	
遂行状況報告書	別記第 <u>6</u> 号様式	事業の着手後 9 月末現在の状況について 10 月 10 日まで																	
種類	様式	提出期限																	
事業着手報告書	別記第 <u>4</u> 号様式	補助事業の着手後 7 日以内																	
遂行状況報告書	別記第 <u>5</u> 号様式	事業の着手後 9 月末現在の状況について 10 月 10 日まで																	

新	旧
2 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 3 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第<u>8</u>号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。 （事後評価報告） 第12条 補助事業者は、実施計画に定められた成果目標の達成状況を原則として、目標年度の翌年度の6月末までに別記第<u>9</u>－1号様式により県に報告するものとする。	2 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 3 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第<u>7</u>号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。 （事後評価報告） 第12条 補助事業者は、実施計画に定められた成果目標の達成状況を原則として、目標年度の翌年度の6月末までに別記第<u>8</u>－1号様式により県に報告するものとする。
（略） <u>（県内発注）</u> <u>第14条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u> （情報開示） 第<u>15</u>条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の	（略） <u>（新設）</u> （情報開示） 第<u>14</u>条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の

新	旧
規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。 <u>削除</u> (附則) 1 この要綱は、<u>令和8年8月12日</u>から施行する。 2 この要綱は、<u>令和11年5月31日</u>限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第6号から第11号まで、第8条、第11条第3項、第12条及び第<u>15</u>条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 (略)	規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。 (附則) 1 この要綱は、令和4年3月23日から施行する。 (附則) 1 この要綱は、<u>令和5年6月1日</u>から施行し、<u>令和5年4月1日から適用</u>する。 2 この要綱は、<u>令和6年5月31日</u>限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第6号から第11号まで、第8条、第11条第3項、第12条及び第<u>14</u>条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 (略)

新					旧				
別表第 2（第 4 条関係）					別表第 2（第 4 条関係）				
番号	補助対象施設	補助率 （別表第 3 に定める事業に該当する場合は、6/10 以内とする（ただし、防災対策関係施設は除く）。）	補助要件	補助内容	番号	対象施設	補助率 （別表第 3 に定める事業に該当する場合は、6/10 以内とする（ただし、防災対策関係施設は除く）。）	実施要件	事業内容
1 ～20（略）					1 ～20（略）				
21	放置艇収容施設	1/2以内	・原則として <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> （昭和 25 年法律第 137 号）に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・当該漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置艇を適切に収容し、漁船等との利用調整を図るために必要な以下の整備を行う。		21	放置艇収容施設	1/2以内	・原則として <u>漁港漁場整備法</u> （昭和 25 年法律第 137 号）に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・当該漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置艇を適切に収容し、漁船等との利用調整を図るために必要な以下の整備を行う。	
	①簡易な係留施設					漁港及び周辺水域の放置艇対策として、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第 3 条第 1 号のロに掲げる係留施設のうち簡易な浮桟橋、栈橋等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。			

新					旧				
		② 陸上保管・上下架施設	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、陸上保管施設の整備に必要な用地整備等として、漁港施設用地の舗装等は交付の対象とするが、埋立等を伴う新たな用地造成は交付の対象としない。	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備			② 陸上保管・上下架施設	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、陸上保管施設の整備に必要な用地整備等として、漁港施設用地の舗装等は交付の対象とするが、埋立等を伴う新たな用地造成は交付の対象としない。	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備
		③ 突堤	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備			③ 突堤	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、 <u>漁港漁場整備法</u> 第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、 <u>漁港漁場整備法</u> 第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備
		④ 廃船処理経費	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船（漁船以外）を処理するために必要な経費とする。	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船（漁船以外）を処理するために必要な経費			④ 廃船処理経費	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船（漁船以外）を処理するために必要な経費とする。	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船（漁船以外）を処理するために必要な経費
		⑤ 船舶等放置対策設備	<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> に基づき、船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備			⑤ 船舶等放置対策設備	<u>漁港漁場整備法</u> に基づき、船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備

新					旧				
22	船舶離発着施設	1/2 以内※	・原則として<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和 25 年法律第 137 号）に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所（休憩所、便所等）、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。	離島における水産物出荷・島外流通に必要な、フェリー・定期便等の就航・係留のための浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備（離島に限る。）	22	船舶離発着施設	1/2 以内※	・原則として<u>漁港漁場整備法</u>（昭和 25 年法律第 137 号）に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所（休憩所、便所等）、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。	離島における水産物出荷・島外流通に必要な、フェリー・定期便等の就航・係留のための浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備（離島に限る。）
23	岸壁等の軽労化施設	1/2 以内	・原則として<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・浮桟橋及びベルトコンベア、クレーン等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	浮桟橋及びベルトコンベア、クレーン等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備（固定式の施設に限る。）	23	岸壁等の軽労化施設	1/2 以内	・原則として<u>漁港漁場整備法</u>に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・浮桟橋及びベルトコンベア、クレーン等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	浮桟橋及びベルトコンベア、クレーン等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備（固定式の施設に限る。）
24	航路・泊地の安全対策	1/2 以内	・原則として<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂（除砂設備、除砂船、除砂に要する経費）を交付の対象とする。た	航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂	24	航路・泊地の安全対策	1/2 以内	・原則として<u>漁港漁場整備法</u>に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂（除砂設備、除砂船、除砂に要する経費）を交付の対象とする。ただし、除砂を行う場合、次のア	航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂

新					旧				
			だし、除砂を行う場合、次のア及びイの要件を満たすことが必要である。また、当該地区の除砂は、概ね5年に1回限りとし、その範囲は、航路・泊地の安全を確保するのに必要最小限の範囲とする。 ア 漁港管理者が当該水域の適切な維持管理を図っている漁港 イ 当該漁港の置かれている自然条件等の地域特性から、当面抜本的な埋没対策が困難な漁港又は突発的な要因により埋没が見られる漁港				及びイの要件を満たすことが必要である。また、当該地区の除砂は、概ね5年に1回限りとし、その範囲は、航路・泊地の安全を確保するのに必要最小限の範囲とする。 ア 漁港管理者が当該水域の適切な維持管理を図っている漁港 イ 当該漁港の置かれている自然条件等の地域特性から、当面抜本的な埋没対策が困難な漁港又は突発的な要因により埋没が見られる漁港		
25	ゴミ処理施設、便所、緑地、駐車場等の環境施設	1/2 以内	・原則として <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第3条第2号の力に掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場（立体駐車場を含む）及びこれらに附属する設備	<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第3条第2号の力に掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場（立体駐車場を含む）及びこれらに附属する設備	25	ゴミ処理施設、便所、緑地、駐車場等の環境施設	1/2 以内	・原則として <u>漁港漁場整備法</u> に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・ <u>漁港漁場整備法</u> 第3条第2号の力に掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場（立体駐車場を含む）及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	<u>漁港漁場整備法</u> 第3条第2号の力に掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場（立体駐車場を含む）及びこれらに附属する設備

新					旧				
26	漁港機能改善施設	1/2 以内	・原則として<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・次に掲げる施設の既存施設について、漁港機能の向上を図るために必要な小規模な改良を行うものとする。		26	漁港機能改善施設	1/2 以内	・原則として<u>漁港漁場整備法</u>に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・次に掲げる施設の既存施設について、漁港機能の向上を図るために必要な小規模な改良を行うものとする。	
	① 防波堤、護岸等の外郭施設		・<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第3条第1号のイに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標又は防風設備等を設置することができる。	<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第3条第1号のイに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備		① 防波堤、護岸等の外郭施設		・<u>漁港漁場整備法</u>第3条第1号のイに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標又は防風設備等を設置することができる。	<u>漁港漁場整備法</u> 第3条第1号のイに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備
	② 岸壁、船揚場等の係留施設		・<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場（以上においては、埋立てを伴う場合を除く。）、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・岸壁、物揚場、栈橋、浮栈橋等には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合	<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及びこれらに附属する設備		② 岸壁、船揚場等の係留施設		・<u>漁港漁場整備法</u>第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場（以上においては、埋立てを伴う場合を除く。）、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・岸壁、物揚場、栈橋、浮栈橋等には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合	<u>漁港漁場整備法</u> 第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及びこれらに附属する設備

新					旧				
			に限り、附属設備として、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、階段、はしご、防護柵若しくは排水溝に附帯する沈砂地又はスクリーンを設置することができる。 ・船揚場には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船環、照明設備、車止め、防護柵、防風設備又は滑り材を設置することができる。					に限り、附属設備として、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、階段、はしご、防護柵若しくは排水溝に附帯する沈砂地又はスクリーンを設置することができる。 ・船揚場には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船環、照明設備、車止め、防護柵、防風設備又は滑り材を設置することができる。	
		③臨港道路等の輸送施設	・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに附帯する施設で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・道路及び橋は、車道、歩道、中央帯、路肩、停車帯等により構成されるものとする。 ・道路及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに附帯する施設			③臨港道路等の輸送施設	・漁港漁場整備法第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに附帯する施設で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・道路及び橋は、車道、歩道、中央帯、路肩、停車帯等により構成されるものとする。 ・道路及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。	漁港漁場整備法第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに附帯する施設
		④漁港施設用地の舗装等	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地について、舗装、インターロッキングの設置等を交付の対象とする。	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地について、舗装、インターロッキングの設置等			④漁港施設用地の舗装等	漁港漁場整備法第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地について、舗装、インターロッキングの設置等を交付の対象とする。	漁港漁場整備法第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地について、舗装、インターロッキングの設置等
27～28（略）					27～28（略）				

新					旧				
29	深層水等利活用施設	1/2 以内※	・原則として<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。また、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づく港湾で行う場合には漁業活動が行われている地域であり当該事業が水産業の振興に資すると認められる場合に限る。 ・深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。なお、配水管は共同利用施設へ配水するための幹線及び主要な支線とし、個別給水管を含まないものとする。また、所要の清浄を確保するのが困難な場合は、滅菌処理等の施設を整備することができる。 ・また、深層水等を利活用した製氷施設及び水産物加工施設並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものをあわせて整備することができる。	深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備	29	深層水等利活用施設	1/2 以内※	・原則として<u>漁港漁場整備法</u>に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。また、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づく港湾で行う場合には漁業活動が行われている地域であり当該事業が水産業の振興に資すると認められる場合に限る。 ・深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。なお、配水管は共同利用施設へ配水するための幹線及び主要な支線とし、個別給水管を含まないものとする。また、所要の清浄を確保するのが困難な場合は、滅菌処理等の施設を整備することができる。 ・また、深層水等を利活用した製氷施設及び水産物加工施設並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものをあわせて整備することができる。	深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備
30～32（略）					30～32（略）				

新					旧					
33	防災対策関係施設		6/10以内 ※（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第13条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については、46/60以内）	・次のa又はbに該当する集落を対象とする。 ただし、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業基本計画を策定した地区とする。 また、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。 a <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> に基づき指定された漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落 b 漁業センサス（指定統計第67号）の対象となる漁業集落		33	防災対策関係施設	6/10以内 ※（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第13条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については、46/60以内）	・次のa又はbに該当する集落を対象とする。 ただし、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業基本計画を策定した地区とする。 また、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。 a <u>漁港漁場整備法</u> に基づき指定された漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落 b 漁業センサス（指定統計第67号）の対象となる漁業集落	
		① 異常気象監視施設		異常気象発生時において、漁港内等の安全確認のために必要な監視カメラ等及びこれらの附属設備の整備	異常気象発生時において、漁港内等の安全確認のために必要な監視カメラ等及びこれらの附属設備				異常気象発生時において、漁港内等の安全確認のために必要な監視カメラ等及びこれらの附属設備の整備	異常気象発生時において、漁港内等の安全確認のために必要な監視カメラ等及びこれらの附属設備
		② 非常用電源施設		災害時を想定した非常用電源を確保するための施設及びこれらの附属設備の整備	災害時を想定した非常用電源を確保するための施設及びこれらの附属設備				災害時を想定した非常用電源を確保するための施設及びこれらの附属設備の整備	災害時を想定した非常用電源を確保するための施設及びこれらの附属設備
34～39（略）					34～39（略）					

新			旧		
別表第3（第4条関係）			別表第3（第4条関係）		
対象事業の概要		対象経費	対象事業の概要		対象経費
1 漁業生産の構造改革	(1) <u>高知マリンイノベーションの推進</u>	ア 操業の効率化を図るため、ＩｏＴやＡＩ等の技術を活用して漁場環境の情報の収集や水揚げ情報提供を行うのに必要な漁業用通信施設、漁場管理強化施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ 産地市場のＩｏＴ化を推進するため、ＩｏＴやＡＩ等の技術を活用して水揚げ情報の提供や入札業務を実施する等に必要な漁業用通信施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費	1 漁業生産の構造改革	(1) 効率的な漁業生産体制への転換	ア 操業の効率化を図るため、ＩｏＴやＡＩ等の技術を活用して漁場環境の情報の収集や水揚げ情報提供を行うのに必要な漁業用通信施設、漁場管理強化施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ 産地市場のＩｏＴ化を推進するため、ＩｏＴやＡＩ等の技術を活用して水揚げ情報の提供や入札業務を実施する等に必要な漁業用通信施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費
	(2) <u>養殖業の振興</u>	ア ブリの人工種苗<u>導入</u>の推進や<u>既存養殖事業者の生産規模拡大</u>及び養殖業への新規参入の促進を図るため、養殖施設の設置に必要なかん水蓄養殖用施設、養殖魚の鮮度保持に必要な製氷冷蔵施設、養殖魚の出荷等に必要な水揚げ荷さばき施設、養殖用種苗の生産に必要な種苗供給施設及び養殖用餌料を供給するのに必要な餌料供給施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費		(2) 養殖生産の拡大	ア ブリの人工種苗生産の推進や養殖業への新規参入の促進を図るため、養殖施設の設置に必要なかん水蓄養殖用施設、養殖魚の鮮度保持に必要な製氷冷蔵施設、養殖魚の出荷等に必要な水揚げ荷さばき施設、養殖用種苗の生産に必要な種苗供給施設及び養殖用餌料を供給するのに必要な餌料供給施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費
	(3) <u>削除</u>	<u>削除</u>		(3) 漁場の有効活用の促進	ア 地元と協働した企業参入を促進するため、水揚げの増加等に対応するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ 生産力向上のための漁場づくりのうち、築いそ設置事業に必要な経費 ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費

新			旧		
2 市場対応力のある産地加工体制の構築 <u>強化</u>	(1) 加工施設の立地促進や機能等の強化	ア 輸出に対応した加工施設の立地促進並びに加工施設の機能強化及び衛生管理の高度化を図るため、加工残さ等を廃棄するのに必要な廃棄物処理施設、漁獲物を加工及び処理するのに必要な水産物加工処理施設及び漁獲物の取扱の増加又は高度化に対応するために必要な水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ <u>輸出に適した加工用原魚を確保するため、加工用原魚を養殖するために必要なかん水蓄養殖施設、HACCP認定を取得するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置</u>に必要な経費 ウ ア又はイの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費	2 市場対応力のある産地加工体制の構築	(1) 加工施設の立地促進や機能等の強化	ア 輸出に対応した加工施設の立地促進並びに加工施設の機能強化及び衛生管理の高度化を図るため、加工残さ等を廃棄するのに必要な廃棄物処理施設、漁獲物を加工及び処理するのに必要な水産物加工処理施設及び漁獲物の取扱の増加又は高度化に対応するために必要な水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 (新設) イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費
	(2) 加工関連産業の強化	加工用原料や製品の保管に必要な冷凍保管ビジネスの強化を図るため、漁獲物を冷凍又は低温保管するのに必要な冷凍冷蔵施設及び付帯設備の設置に必要な経費		(2) 加工関連産業の強化	ア 加工用原料や製品の保管に必要な冷凍保管ビジネスの強化を図るため、漁獲物を冷凍又は低温保管するのに必要な冷凍冷蔵施設及び付帯設備の設置に必要な経費
3 流通・販売の強化	(1) 外商の拡大 (2) <u>輸出の拡大</u>	ア 「高知家の魚応援の店」や<u>卸売市場関係者</u>のネットワークを活用した、又は<u>国内外の商社等</u>と連携した<u>大都市圏や海外へ</u>の外商活動の一層の強化を図るため、漁獲物の品質向上を図るのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費	3 流通・販売の強化	(1) 外商の拡大	ア 「高知家の魚応援の店」や消費地市場とのネットワークを活用した、又は首都圏及び関西圏のパートナーと連携した外商活動の一層の強化を図るため、漁獲物の品質向上を図るのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費
	<u>削除</u> ※(1)外商の拡大と統合	<u>削除</u>		(2) <u>輸出の拡大</u>	ア 有望市場への輸出支援を強化するとともに<u>輸出に適した加工用原魚を確保するため、加工用原魚を養殖するために必要なかん水蓄養殖施設、HACCP認定を取得するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置</u>に必要な経費 イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費

新			旧		
	<u>削除</u> <u>※ 5 産地市場の機能強化へ移動</u>	<u>削除</u>		<u>(3) 産地市場の機能強化</u>	<u>ア 産地市場における鮮度向上や衛生管理等の取組を進めるため、漁獲物の鮮度管理や衛生管理を行うのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</u> <u>イ 産地市場の統合を推進するため、産地市場の取扱の増加又は高度化に必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</u> <u>ウ ア又はイの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</u>
4 担い手の確保・育成	新規就業者の <u>確保</u> ・育成	新規就業者の <u>確保</u> ・育成のために必要な漁業研修施設及び付帯設備の設置に必要な経費	4 担い手の育成・確保	<u>(1) 新規就業者の育成</u>	<u>ア</u> 新規就業者の育成のために必要な漁業研修施設及び付帯設備の設置に必要な経費
<u>5 産地市場の機能強化</u>		<u>ア 産地市場における鮮度向上や衛生管理等の取組を進めるため、漁獲物の鮮度管理や衛生管理を行うのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</u> <u>イ 産地市場の統合を推進するため、産地市場の取扱の増加又は高度化に必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</u> <u>ウ ア又はイの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>
<u>6 津波や高潮等の災害に対する防災減災対策</u>		災害発生後、速やかに漁業活動を再開するために必要な施設の電源設備及び漁船用燃油施設のかさ上げ並びに水揚げ荷さばき施設の改修に必要な経費	5 防災減災対策	<u>(1) 津波や高潮等の災害に対する防災減災対策</u>	<u>ア</u> 災害発生後、速やかに漁業活動を再開するために必要な施設の電源設備及び漁船用燃油施設のかさ上げ並びに水揚げ荷さばき施設の改修に必要な経費
<u>7</u> その他知事が特に認める事業		ア 1 から <u>5</u> までに定めるもののほか、高知県産業振興計画の取組のために必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費 イ <u>6</u> に定めるもののほか、防災減災対策に必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費	6 その他知事が特に認める事業		ア 1 から <u>4</u> までに定めるもののほか、高知県産業振興計画の取組のために必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費 イ <u>5</u> に定めるもののほか、防災減災対策に必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費

新	旧								
(略)	(略)								
別表第 5（第 6 条関係） 補助事業の重要な変更	別表第 5（第 6 条関係） 補助事業の重要な変更								
<table><tr><th>区 分</th><th>変 更 内 容</th></tr><tr><td>事業内容の変更</td><td><u>(1) 事業の中止又は廃止</u> (2) 事業実施主体又は管理主体の変更 (3) 施工箇所及び設置場所の変更 (4) 事業費の 3 割を超える変更又は補助金の増額を伴う変更 (5) 施設等の新設又は廃止</td></tr></table>	区 分	変 更 内 容	事業内容の変更	<u>(1) 事業の中止又は廃止</u> (2) 事業実施主体又は管理主体の変更 (3) 施工箇所及び設置場所の変更 (4) 事業費の 3 割を超える変更又は補助金の増額を伴う変更 (5) 施設等の新設又は廃止	<table><tr><th>区 分</th><th>変 更 内 容</th></tr><tr><td>事業内容の変更</td><td>(1) 事業実施主体又は管理主体の変更 (2) 施工箇所及び設置場所の変更 (3) 事業費の 3 割を超える変更又は補助金の増額を伴う変更 (4) 施設等の新設又は廃止</td></tr></table>	区 分	変 更 内 容	事業内容の変更	(1) 事業実施主体又は管理主体の変更 (2) 施工箇所及び設置場所の変更 (3) 事業費の 3 割を超える変更又は補助金の増額を伴う変更 (4) 施設等の新設又は廃止
区 分	変 更 内 容								
事業内容の変更	<u>(1) 事業の中止又は廃止</u> (2) 事業実施主体又は管理主体の変更 (3) 施工箇所及び設置場所の変更 (4) 事業費の 3 割を超える変更又は補助金の増額を伴う変更 (5) 施設等の新設又は廃止								
区 分	変 更 内 容								
事業内容の変更	(1) 事業実施主体又は管理主体の変更 (2) 施工箇所及び設置場所の変更 (3) 事業費の 3 割を超える変更又は補助金の増額を伴う変更 (4) 施設等の新設又は廃止								

第 3 - 1 号様式（第 6 条関係）

「みどりチェック」チェックシート
（地方公共団体向け）

事業名	
組織名	
代表者氏名	
住所	申請時 (します)
連絡先	報告時 (しました)

↓ 該当する方に○

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいかわからない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等
☐	① みどりの食料システム戦略の理解
☐	② 関係法令の遵守
☐	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
☐	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除
☐	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
☐	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止
☐	⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
☐	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
☐	⑨ 資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止
☐	⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
☐	⑪ ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

< 報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて >

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → ☐

（新設）

新

旧

第3-2号様式（第6条関係）

「みどりチェック」 チェックシート
(地方公共団体以外向け)

事業名		
組織名		
代表者氏名		
住所		申請時 (します)
連絡先		報告時 (しました)

↓該当する方に○

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいかわからない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等
☐	① みどりの食料システム戦略の理解
☐	② 関係法令の遵守
☐	③ 漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施に努める
☐	④ ライフジャケット着用の徹底等、正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥
☐	⑤ ※薬場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管
☐	⑥ ※薬場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	適正な防除
☐	⑦ ※養殖を行う場合（該当しない□） 水産用医薬品の適正な使用
	エネルギーの節減
☐	⑧ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	悪臭及び害虫の発生防止
☐	⑨ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
☐	⑩ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
☐	⑪ ※養殖を行う場合（該当しない□） 生餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討
	生物多様性への悪影響の防止
☐	⑫ ※資源管理協定を締結している場合（該当しない□） 資源管理協定の遵守
☐	⑬ ※養殖を行う場合（該当しない□） 人口種苗生産技術が確立した魚種について、人口種苗使用を検討
☐	⑭ ※漁場改善計画を策定している場合（該当しない□） 漁場改善計画の遵守

⑫関係法令の遵守について、対象は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → ☐

(新設)

新

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった 年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金について、高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により概算払によって交付されたく請求する。

記

1 概算払を受けようとする理由

2 補助事業概要

事業実施主体	総事業費	補助対象経費 (A)	補助金交付決定額	出来高歩合 (B)	出来高補助対象事業費 (C)	出来高相当補助金 (D=C×補助率)	概算払請求額 (D×0.9以内)
	円	円	円	%	円	円	円
				年月日 現在			

（注）総事業費、補助対象経費及び補助金交付決定額は、直近の交付決定の内容で記載すること。

添付書類

- 事業の出来高が分かる請求書、契約書の写し等
- その他知事が必要と認める書類

旧

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった 年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金について、高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により概算払によって交付されたく請求する。

記

1 概算払を受けようとする理由

2 補助事業概要

事業実施主体	総事業費	補助対象経費 (A)	補助金交付決定額	出来高歩合 (B)	出来高補助対象事業費 (C)	出来高相当補助金 (D=C×補助率)	概算払請求額 (D×0.9以内)
	円	円	円	%	円	円	円
				年月日 現在			

（注）総事業費、補助対象経費及び補助金交付決定額は、直近の交付決定の内容で記載すること。

添付書類

- 事業の出来高が分かる請求書、契約書の写し等
- その他知事が必要と認める書類

新

第 5 号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業着手報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のあった 年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業を下記のとおり着手したので報告する。

記

事業名	
事業実施主体	
着手年月日	
完成予定年月日	
事業施行者	
事業実施箇所	
事業実施方法	
事業量	
事業費及び県費補助金	

添付書類

- 1 契約書の写し
- 2 工事工程表の写し
- 3 入札関係書類

旧

第 4 号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業着手報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のあった 年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業を下記のとおり着手したので報告する。

記

事業名	
事業実施主体	
着手年月日	
完成予定年月日	
事業施行者	
事業実施箇所	
事業実施方法	
事業量	
事業費及び県費補助金	

添付書類

- 1 契約書の写し
- 2 工事工程表の写し
- 3 入札関係書類

新

第6号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業遂行状況報告書

このことについて、高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

実施地区 名	事業実施 主体	記		(B) / (A)	残高	備考
		計画	実施		事業費	
		総事業費 (A)	総事業費 (B)		(A) - (B)	
		円	円	%	円	

(注) (A) 欄については、入札等の結果を反映させること。

旧

第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業遂行状況報告書

このことについて、高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

実施地区 名	事業実施 主体	記		(B) / (A)	残高	備考
		計画	実施		事業費	
		総事業費 (A)	総事業費 (B)		(A) - (B)	
		円	円	%	円	

(注) (A) 欄については、入札等の結果を反映させること。

新

第 7 - 1 号様式（第11条関係）第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号による補助金交付決定通知に基づき、下記のとおり 年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業を実施したので、高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金交付要綱第11条第12項の規定によりその実績を報告する。

記

事業実施 主体	対象施設	事業費			負担区分			備考
		総事業費	補助対象 経費	対象外 経費	県費 補助金	市町村費	その他	
		円	円	円	円	円	円	
市町村附帯事務費								
合計								

添付書類

- 1 高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業実績（第 7 - 2 号様式）
- 2 収支精算書（第 1 - 3 号様式）

旧

第 6 - 1 号様式（第11条関係）第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号による補助金交付決定通知に基づき、下記のとおり 年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業を実施したので、高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金交付要綱第11条第12項の規定によりその実績を報告する。

記

事業実施 主体	対象施設	事業費			負担区分			備考
		総事業費	補助対象 経費	対象外 経費	県費 補助金	市町村費	その他	
		円	円	円	円	円	円	
市町村附帯事務費								
合計								

添付書類

- 1 高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業実績（第 6 - 2 号様式）
- 2 収支精算書（第 1 - 3 号様式）

新

第 7-2 号様式（第11条関係）

高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業実績

事業実施主体				実施地区	
対象施設					
事業内容					
事業量					
工期	着工年月日				
	しゅん工年月日				
事業費			負担区分		
総事業費	補助対象経費	対象外経費	県費補助金	市町村費	その他
円	円	円	円	円	円

添付書類

- 1 完成写真
- 2 設計図
- 3 入札関係書類、契約書の写し等（着手報告書提出の時点から変更のない場合は不要）
- 4 検査調書の写し（検査による是正事項がある場合は、その内容及び結果を示すもの）
- 5 その他額の確定に必要な資料

旧

第 6-2 号様式（第11条関係）

高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業実績

事業実施主体				実施地区	
対象施設					
事業内容					
事業量					
工期	着工年月日				
	しゅん工年月日				
事業費			負担区分		
総事業費	補助対象経費	対象外経費	県費補助金	市町村費	その他
円	円	円	円	円	円

添付書類

- 1 完成写真
- 2 設計図
- 3 入札関係書類、契約書の写し等（着手報告書提出の時点から変更のない場合は不要）
- 4 検査調書の写し（検査による是正事項がある場合は、その内容及び結果を示すもの）
- 5 その他額の確定に必要な資料

新	旧																																								
第8号様式（第11条関係） 第 号 年 月 日 高知県知事 様 市町村長 年度消費税仕入控除税額報告書 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあった 年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業について、消費税仕入控除税額等が確定したので、高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき報告する。 <table><thead><tr><th></th><th>記</th><th>金</th><th>円</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>補助金の額の確定額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>補助金返還相当額</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> （注）事業実施主体の内訳資料、その他参考になる資料を添付すること。		記	金	円	1	補助金の額の確定額			2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額			3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額			4	補助金返還相当額			第7号様式（第11条関係） 第 号 年 月 日 高知県知事 様 市町村長 年度消費税仕入控除税額報告書 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあった 年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業について、消費税仕入控除税額等が確定したので、高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき報告する。 <table><thead><tr><th></th><th>記</th><th>金</th><th>円</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>補助金の額の確定額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>補助金返還相当額</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> （注）事業実施主体の内訳資料、その他参考になる資料を添付すること。		記	金	円	1	補助金の額の確定額			2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額			3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額			4	補助金返還相当額		
	記	金	円																																						
1	補助金の額の確定額																																								
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額																																								
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額																																								
4	補助金返還相当額																																								
	記	金	円																																						
1	補助金の額の確定額																																								
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額																																								
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額																																								
4	補助金返還相当額																																								

新	旧
第9－1号様式（第12条関係） 第 号 年 月 日 高知県知事 様 市町村長 年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業事後評価報告書 年度に実施した高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業の成果目標の達成状況について、高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき提出する。 添付書類 1 高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業事後評価報告書（第9－2号様式） 2 その他知事が必要と認める書類	第8－1号様式（第12条関係） 第 号 年 月 日 高知県知事 様 市町村長 年度高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業事後評価報告書 年度に実施した高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業の成果目標の達成状況について、高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき提出する。 添付書類 1 高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業事後評価報告書（第8－2号様式） 2 その他知事が必要と認める書類

新

第 9 - 2 号様式（第12条関係）

高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業事後評価報告書

目的					
目標					
事業実施主体					
実施地区					
実施期間及び目標年度		実施期間		目標年度	
		年度～ 年度		年度	
補助金額		円			
事業計画の内容					
評価	取組の目標 (KPI)	基準年	(年度時点) 千円		
		現状値	(年度末時点) 千円	増加率	%
		目標値	(年度末) 千円	増加率	%
	成果目標	現状値	(年度末時点)		
		目標値	(年度末)		
	(1) 現状値の説明		(統計データ、計算のプロセス、取組の実績等現在値を出すに至った経緯、理由を記載)		
	(2) 地域への経済効果		(計画策定時の予定と目標年度における現在の数字との比較、分析)		
	(3) 所見		(特に、成果目標が達成されない場合に、その理由及び分析を記載)		
今後の改善方向等に関する分析					

旧

第 8 - 2 号様式（第12条関係）

高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業事後評価報告書

目的					
目標					
事業実施主体					
実施地区					
実施期間及び目標年度		実施期間		目標年度	
		年度～ 年度		年度	
補助金額		円			
事業計画の内容					
評価	取組の目標 (KPI)	基準年	(年度時点) 千円		
		現状値	(年度末時点) 千円	増加率	%
		目標値	(年度末) 千円	増加率	%
	成果目標	現状値	(年度末時点)		
		目標値	(年度末)		
	(1) 現状値の説明		(統計データ、計算のプロセス、取組の実績等現在値を出すに至った経緯、理由を記載)		
	(2) 地域への経済効果		(計画策定時の予定と目標年度における現在の数字との比較、分析)		
	(3) 所見		(特に、成果目標が達成されない場合に、その理由及び分析を記載)		
今後の改善方向等に関する分析					